

1組合 1組合士

組合の明日を拓く組合士

検定試験を受けて 組合士になろう!!

平成26年度
中小企業組合検定試験 **12月7日(日)**

- 受験資格 特になし(ただし、組合士として認定されるには組合等での実務経験が必要です。)
- 試験科目 組合会計 組合制度 組合運営
- 試験日 平成26年12月7日(日)
- 試験地 札幌、青森、仙台、秋田、郡山、さいたま、東京、長野、静岡、名古屋、大阪、松江、岡山、広島、山口、高松、福岡、長崎、大分、宮崎、那覇
- 願書受付期間 平成26年9月1日(月)～10月15日(水)
- 受験料 5,000円(一部科目免除者は3,000円)
- その他 お申し込み方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会にお問い合わせ下さい。
- お問い合わせ先 都道府県中小企業団体中央会
全国中小企業団体中央会
TEL.03-3523-4905 <http://www.chuokai.or.jp>

主催／ 全国中小企業団体中央会 後援／中小企業庁 協力／都道府県中小企業団体中央会

中小企業組合検定試験を受けて 中小企業組合士になろう!

中小企業組合士とは…



中小企業組合検定試験に合格し、組合等での実務経験が3年以上ある方に与えられる称号です。検定試験の内容は、事務局運営をスムーズに行うために必要な基礎的、実務的知識について行われます。

現在、全国で約3,250名の方が、中小企業組合士として組合(事業協同組合、商工組合、信用組合、火災共済協同組合、企業組合、協業組合など)はもちろん、商工組合中央金庫、中小企業団体中央会等それぞれの分野で活躍しています。

組合士は組合運営のエキスパートです。

"あなたのチャレンジを期待しています。"



組合役員の方へ

いま、中小企業組合はガバナンスの充実が求められており、組合員はもちろん、広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすためには、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要です。中小企業組合士は組合の業務を執行する役員、実務を担う職員の方々すべてに挑戦していただきたい資格です。

中小企業組合検定試験概要 (平成26年度)

試験科目 * 組合会計 組合制度 組合運営

一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目の受験が免除されます。

試験日 * 平成26年12月7日(日) ※詳しくは「中小企業組合検定試験のご案内(願書)」をご覧ください。

試験地 * 札幌、青森、仙台、秋田、郡山、さいたま、東京、長野、静岡、名古屋、大阪、松江、岡山、広島、山口、高松、福岡、長崎、大分、宮崎、那覇

受験料 * 5,000円(一部科目免除者は3,000円)

受験申込 * 願書に受験料を添えて、最寄りの中小企業団体中央会(願書の裏面一覧表参照)へお申し込み下さい。

願書受付期間 * 平成26年9月1日(月)～10月15日(水)

合格発表 * 平成27年3月2日(月)

中小企業組合士の手続き * 試験合格者には全国中小企業団体中央会から組合士認定申請についてご連絡致します。

★受験のためのテキストもありますので、ご活用下さい。

中小企業組合士の 誕生!!

- 毎年6月1日付けで認定証書
- 組合士章、組合士証を交付
- 有効期間5年間、その後更新

認定申請

- 検定試験に合格し、かつ組合等で3年以上の実務経験のある方

合格(3科目)

- 1部科目合格については翌年から3年間有効
- 毎年3月上旬に合格発表

中小企業組合 検定試験受験

(組合会計・組合制度・組合運営)

- 申込み: 9月上旬～10月中旬
- 試験日: 12月の第1日曜日

中小企業組合士が
誕生するまで

